

豊中市公共交通改善計画改定及び協議会運営等支援業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1. 目的

本市は、広域交通に加え、鉄道、路線バスなどの地域交通網により、公共交通に対する市民の満足度が高いまちであるとの評価を得ている。

一方で、少子高齢化の進行による人口減少や、北大阪急行電鉄南北線の延伸事業など、公共交通を取り巻く環境の変化や、将来予測される新たな課題に備える必要がある。

このような背景から、本市における公共交通の現状や問題点・課題を整理し、本市の公共交通がめざすべき姿の実現に向けた取組み施策を進めるため、「豊中市公共交通改善計画」及び、その具体的施策の実施に係る「豊中市公共交通改善実施計画」の策定を行った。

本業務は「豊中市公共交通改善計画」及び「豊中市公共交通改善実施計画」の評価指標の算出、評価及びこれらを基に進めている具体的実施施策について、その評価、見直し等を行うための現状分析を行い、その中間評価を実施するとともに、社会情勢の変化や新たな交通モードを見据えた施策を実現するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画として改定を行うものである。また、公募市民、学識経験者等からなる「豊中市地域公共交通協議会」と、協議会に並行して開催される市民説明会における運営補助を行うとともに、「豊中市公共交通改善実施計画」の評価指標として活用するためのアンケートについて、その構成案の作成、実施、集計、分析を行うものである。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

豊中市公共交通改善計画改定及び協議会運営等支援業務委託

(2) 業務内容

別添「豊中市公共交通改善計画改定及び協議会運営等支援業務委託 特記仕様書」のとおり。

(3) 予定履行期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで。

(4) 予算額

委託料の上限は、8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3. 参加資格

(1) 以下のいずれかの資格等を有するものであること。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設-都市及び地方計画、または道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画、または道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM（都市計画及び地方計画、または道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けて

いる者。

(2) 同種または類似業務等の実績

- ・ 同種：豊中市における交通計画に関する業務
- ・ 類似：令和2年度以降に完了した国、地方公共団体等による発注業務のうち、交通計画に関する業務

(3) 応募書類の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②次の業種の令和5年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。
業種：「都市計画・交通関係調査業務（測量及び建設コンサルタント業務を除く）」
- ③本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑥平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑦平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できるもの。

4. 日程

- (1) 募集要項等の公表 令和5年(2023年)4月10日(月) ※市HPに掲載
- (2) 参加表明書及び
質問事項の提出期限 令和5年(2023年)4月26日(水) 午後3時まで
- (3) 質問事項への回答 令和5年(2023年)4月28日(金)
- (4) 提出書類の提出期限 令和5年(2023年)5月10日(水) 午後3時まで
- (5) 第一次審査 令和5年(2023年)5月11日(木)
- (6) 第一次審査結果通知 令和5年(2023年)5月12日(金)
- (7) 第二次審査 令和5年(2023年)5月17日(水)
(プレゼンテーション) ※当日の時間、場所等は第一次審査の結果通知時に別途通知する。
- (8) 第二次審査結果の通知 令和5年(2023年)5月下旬
- (9) 委託契約の締結 令和5年(2023年)5月下旬～6月初旬
※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対してあらためて通知する。

5. 参加申請の手続き

(1) 提出書類

No.	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル 参加表明書	正本1部のみ提案者の代表印を押印すること。 副本は複写可。	様式1
2	提案書表紙	提案者の会社名、代表者名、所在地を記載し、押印すること。 副本は複写可。	様式2
3	業務実施体制 および配置技術 者業務実績	○業務実施体制について記載すること。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う 役割を記入すること。 ・業務実施組織図は技術提案提出時の組織図及び本業務を受 託した場合の担当窓口を記入すること。 ・配置技術者業務実績については、配置予定技術者の保有資 格、過去に従事した業務の実績等のうち、評価対象となる 資格実績について記載すること。	様式3-1 ~4
4	業務実績表	技術提案の提出者が過去に受託した業務の実績のうち、評価 対象となる実績について記載すること。	様式4
5	業務実施方針 等提案書	○以下の項目について貴社の取組、考え方を簡潔明瞭に記載 すること。なお、提案書を補足する資料が必要な場合は、 自由様式にて提出することができるものとする。 ・業務実施フロー、業務実施手順、工程上の留意事項及び 工程計画(※簡潔に記載すること) ・社会貢献や環境保全への取組等 【例】地域との関わりや活性化に関する考え方や取組み 障害者や高齢者の雇用、女性活躍の推進などの取組み 環境に配慮した取組み など	様式5

		<ul style="list-style-type: none"> ・別添「審査基準」を参考に、審査項目ごとに整理した提案内容。（※提案内容については、特記仕様書の内容を踏まえたものとする） 	
6	処分歴等の確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・公募開始日から過去3年以内の処分歴等について確認すること。 ・入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と機関及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。 ・正本1部のみ提案者の代表印を押印すること。副本は複写可。 	様式 6
7	見積書及び内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。 ・見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「豊中市公共交通改善計画改定及び協議会運営等支援業務委託」と明記すること。 ・見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。なお、本業務においては、消費税率は10%を見込むこと。 ・見積書については、正本1部のみ豊中市の契約権限受任者を押印し、残りの副本6部は複写可とする。 	任意様式

(2) 提出部数

正本1部、副本6部

なお、副本6部については、参加資格者が判明できる記載、表現等（商号、実印等）は黒塗りにする等により審査における匿名性を担保すること。

(3) 提出期限及び提出方法

参加を希望する事業者は上記「5. 参加申請の手続き（1）」で示す「プロポーザル参加表明書（様式1）」を本公募の掲示の日から令和5年（2023年）4月26日（水）午後3時まで、それ以外の提出書類一式を令和5年（2023年）5月10日（水）の午後3時までに豊中市都市基盤部交通政策課に持参（平日の9時から17時15分まで）または郵送により提出すること。なお、持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、応募書類の到達について確認すること。

提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。また、参加表明の提出期限までに参加表明者が1者となった場合についても選定手続きは継続する。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(5) 参加資格確認結果の通知

本プロポーザル参加表明者が4者を超える場合にあっては、提出した各種書類に基づき第一次審査を行い、第二次審査参加の可否を決定し、令和5年(2023年)5月12日(金)(発送予定)に電子メールにて結果を通知する。なお、本プロポーザル参加表明者は、提出した各種書類に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 参加の辞退

参加表明書の提出以降、本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、「辞退届(様式8)」を提出すること。

(7) 質問の受付及び回答

質問は「質問書(様式7)」を使用し、提案者の会社名、代表者名、所在地を記載し、事務局宛に電子メールにて提出すること。電話等の電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

① 提出期限：令和5年(2023年)4月26日(水)午後3時まで

② 回答方法：提出されたすべての質問及び回答は、令和5年(2023年)4月28日(金)までに本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

6. 選定方法

(1) 選定方法

本市職員で構成される選定委員会において、第一次審査(書類審査)、第二次審査(プレゼンテーション)を行う。

第一次審査(書類審査)は、参加申込者が4者を超える場合に実施し、各審査員が提出資料の内容を踏まえ、審査基準に従い採点し、合計得点により優秀業者を3者に絞り込む。

第一次審査を通過した提案者に対し、提案書に基づく第二次審査(プレゼンテーション)を行い、審査基準に基づく総合評価で最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とすることもある。

(2) 審査の実施

前号に記載のとおり、選定委員会において審査を行う。第二次審査(プレゼンテーション)は、令和5年(2023年)5月17日(水)午後を予定日とするが詳細は第二次審査参加者に別途通知する。

① 提案内容発表(プレゼンテーション)でプロジェクター、スクリーンやパソコン(パワーポイント等)その他の視聴覚機器等を使用する場合の必要な機器はすべて、提案者で用意するものとし、提案書と同一の資料を以て説明すること。なお準備は発表時間内で行うこと。

② 発表時間は、40分(プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度)程度とする。

③ 提案内容発表(プレゼンテーション)は、本業務に携わる担当者(総括責任者を含む)が行うものとし、出席者は担当者を含めて3名以内とする。

なお、出席者は名札等を装着せず匿名性を確保してください。

(3) 審査項目

書類審査及びプレゼンテーションについては、別添「審査基準」の評価項目及び配点によ

り審査します。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和5年（2023年）5月下旬に郵送にて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、ホームページ等により公表する。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提案上限額を超える提案を行った場合
- ③見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- ④提案書類において虚偽の記載がある場合
- ⑤提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- ⑥プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ⑦一団体に複数の提案をしたとき
- ⑧提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑨正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑩法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑪審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑫前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

8. 契約の締結

- ①第一優先交渉権者の選定後、提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、令和5年（2023年）5月下旬～6月初旬の契約締結を目途に契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがある。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、詳細を協議するものとし、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則（昭和46年規則第13号）に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

9. 留意事項

- ①応募者は、本業務の選定結果後に本募集要項および「豊中市公共交通改善計画改定及び協議会運営等支援業務委託 特記仕様書」の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ②本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担と

する。

- ③審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ④応募者の申出による提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ⑤提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ⑥質問事項の締切り以降、業務に係る質問は受け付けない。
- ⑦提出書類の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。また、提出書類は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより公開される場合がある。

10. 応募先、質問先及び問い合わせ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所 第二庁舎 4階）

豊中市都市基盤部交通政策課

TEL 06-6858-3049

FAX 06-6854-0492

E-mail koutsuukikaku@city.toyonaka.osaka.jp